

平成 2 2 年 度

木 材 産 業 課 関 係 予 算

概 算 決 定 の 概 要

平成 2 1 年 1 2 月 2 5 日

林 野 庁

目 次

	頁
1 住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業（拡充）	1
2 地域材利用加速化支援事業（新規）	3
3 木材産業原料転換等構造改革緊急対策事業（継続）	5
4 地域材の水平連携加工システム推進事業（継続）	7
5 製紙用間伐材チップの安定供給支援事業（継続）	8
6 森林・林業・木材産業づくり交付金のうち	
・木材産業構造改革整備（拡充）	9
・木のまち・木のいえ環境モデル整備（新規）	10
・地域材の水平連携加工システム整備（継続）	11
・製紙用間伐材チップ安定供給システムモデル整備（継続）	12

住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業（拡充）

【平成22年度概算決定額 488,000（290,353）千円】

事業のポイント

木造設計等に関するカリキュラムを実施する拠点の整備や地域材を活用する大工・工務店に対する技能講習など、木造住宅・建築の担い手に対する支援を行います。また、国土交通省の住宅等整備と連携した品質・性能の確かな地域材の供給体制の構築等を促進し、住宅・建築物への木材利用を一層進めます。

（住宅分野における地域材利用をめぐる状況）

- ・ 国産材需要の過半を占める住宅分野について、平成20年の新設住宅着工戸数は109万戸と、平成15～19年の同平均119万戸と比較し低位な状況。
- ・ 内閣府世論調査（平成19年）によれば、消費者の約8割が木造住宅を希望し、その約3分の1が国産材に強いこだわりを持っている。
- ・ 新設住宅着工における在来工法木造住宅のシェアは36%（平成20年度）で低位にある。
- ・ 住宅（在来工法）の構造材に使用される地域材のシェアは梁・桁1割弱、土台3割弱、柱5割強と低位。

政策目標

- 住宅（在来工法）における地域材使用割合の拡大
平成17年 約3割 → 平成27年 約6割
- 「顔の見える木材での家づくり」に取り組むグループ数の増加
平成20年 301 → 平成27年 500

<内容>

1. 地域材を生かした地域型住宅づくり支援

- ① 地域材を生かした地域型住宅づくりについて、効率的な部材供給や地域材認証のしくみづくり等にかかる経費を助成します。
- ② 「顔の見える木材での家づくりグループ」による地域材を生かした住宅づくりについて、グループのネットワーク化のための情報窓口の設置や、グループに対する技術指導等にかかる経費を助成します。

2. 長期優良住宅等に対応した新たな地域材製品の開発、普及促進

- ① 長期優良住宅に対応した、地域材を利用した耐久性・耐震性等の高い大断面集成材等の製品の開発等にかかる経費を助成します。
- ② 既存住宅の耐震性・省エネ性の向上に着目した木製サッシや木製外断熱等の部材の開発等にかかる経費を助成します。
- ③ 地域材がほとんど利用されていないマンションの内装材等の新たな製品の開発にかかる経費を助成します。
- ④ 地域材を使った新たな製品の普及促進にかかる経費を助成します。
- ⑤ 品質性能の確かな木材製品の供給のための物性面や機能面のデータ整備にかかる経費を助成します。
- ⑥ 開発した製品等の品質管理・表示体制の整備にかかる経費を助成します。

3. 中央における木造建築サポート対策

- ① 森林や木材、木造設計に関するカリキュラムをモデル的に実施する拠点の整備にかかる経費を助成します。
- ② 地域材利用に取り組もうとする建築士、大工・工務店等の建築の担い手に対する技能講習等による人材育成活動等にかかる経費を助成します。

4. 地域における木のまち・木のいえ環境整備

国土交通省の住宅や建築物の整備と連携した各地域段階における品質・性能の確かな木材製品やプレカット部材の供給体制の構築について、必要な経費を助成します。

<補助率>

定額、1/2

<事業実施主体>

- 1～3 民間団体
- 4 都道府県協議会

<事業実施期間>

平成21年度～24年度（4年間）

[担当課：林野庁木材産業課]

地域材利用加速化支援事業（新規）

【平成22年度概算決定額 701,855（0）千円】

事業のポイント

地域材を活用した製品の実用化及び普及推進を図るとともに、消費者が安心できる国産材住宅づくりの情報を発信するための取組や、土木用資材が国産材へ原料転換を行うための技術開発等を実施します。

（最近の木材及び住宅をめぐる状況）

- ・ 平成20年の木材(用材)の自給率は4年連続向上し24.0%（対前年比1.4ポイント増加）。
- ・ 国産材需要の過半を占める住宅分野について、平成20年の新設住宅着工戸数は109万戸と、平成15～19年の同平均119万戸と比較し低位な状況。
- ・ 内閣府世論調査（平成19年）によれば、消費者の約8割が木造住宅を希望し、その約3分の1が国産材に強いこだわりを持っている。

政策目標

- 木材供給・利用量を平成27年までに35%拡大
平成16年 1,700万m³ → 平成27年 2,300万m³

<内容>

1. 地域材実用化促進対策事業

地域材需要の更なる拡大を図るため、実用化まであと一步というところまできている分野の実証試験等に必要な経費を補助します。（例えば建築物の防火性能向上のためのデータ取得、木材を利用した住宅の室内化学物質の健康影響の検証（シックハウス対策を含む）、地域材のトレーサビリティシステムの確立のための検証など短期間で成果が得られるものを対象）

2. 国産材住宅情報発信強化事業

今年4月に開設した「日本の木のいえ情報ナビ」の情報発信力を強化するため、住宅建設を希望する一般の方向けに、情報ナビを通じて住宅建築を行ったOB施主の事例紹介や国産材住宅に対する国民意識の醸成を図るための活動にかかる経費を助成します。

3. 国産材原料転換技術開発

コンクリート型枠や、地盤改良用基礎杭等の土木用資材について、外材や金属・コンクリート等の非木質系原料から、間伐材等の国産材へ原料転換を行うための技術開発に支援を行います。

4. 国産材資材等供給連携支援

土木用等資材ごとの関係者による安定供給に向けた仕組みづくり、消費者や住宅生産者などが国産材資材を選択するために必要な品質・性能のガイドラインの作成等に対して支援を行います。

5. 国産優良木材リード銘柄確立事業

丹念に手入れされた森林や長期間育成された森林から生産される木材を国産材評価のリード銘柄として確立するために、国産優良木材の再評価、新たな用途開発、国産優良木材の鑑定・証明制度の創設などに対して支援を行います。

<補助率>
定額

<事業実施主体>
民間団体

<事業実施期間>

1. 平成22年度
2. 平成22年度
3. 平成22年度～24年度（3年間）
4. 平成22年度～24年度（3年間）
5. 平成22年度～24年度（3年間）

[担当課：林野庁木材産業課]

木材産業原料転換等構造改革緊急対策事業（継続）

【平成22年度概算決定額 399,591（500,000）千円】

事業のポイント

外材を巡る不透明な国際情勢から、従来、外材を原料としていた製材工場等での国産材利用への転換を図るため、国産材の加工に必要な機械設備の導入や経営の安定等に必要な資金の借入に対する利子助成を行います。

また、品質・性能の確かな木材製品を低コストで安定的に供給するため、製材業を営む企業等が実施する設備導入等に対して利子助成やリース料への助成を行います。

（木材産業をめぐる状況）

- ・平成20年の木材自給率は、24.0%（対前年比1.4ポイント増加）で4年連続向上しました。
- ・ロシア政府は丸太輸出税を6.5%（平成19年6月末）から80%に段階的に引き上げる予定であり、北洋材丸太輸入（平成19年：400万 m^3 ）の大幅減が懸念されています。
- ・平成19年に改正建築基準法の施行などがあり、品質・性能の確かな木材製品の安定的な供給に対するニーズが更に高まっていますが、建築用製材品に占める乾燥材の割合は約2割にとどまっています。

政策目標

- 木材供給・利用量を平成27年度までに35%拡大
1,700万 m^3 （平成16年） → 2,300万 m^3 （平成27年）
- 外材からの原料転換等により国産材処理能力を平成25年までに300万 m^3 向上（平成19年：1,860万 m^3 ）

<内容>

1. 国産材に原料転換する取組に必要な資金の借入に対する利子助成

原料を外材から国産材に転換するため、利用する樹種や生産品目に適した加工設備の導入とそれに伴う設備の廃棄等に必要な資金の借入及び経営の安定に必要な長期の運転資金の借入に対する利子助成を行います。

2. 木材産業の体質強化のための利子助成

経営の多角化等を図る設備導入等に必要な資金の借入について利子助成を行います。

3. 木材供給高度化設備のリース導入に対する助成

製材業、木材販売業等を営む企業が、機械設備をリースにより導入する場合、そのリース料の一部を助成します。

<補助率>

- 1 定額、2 / 3
- 2 1 / 2、2 / 3
- 3 定額

<事業実施主体>

全国木材協同組合連合会

<事業実施期間>

- 1 平成21年度～23年度（3年間）
- 2 平成21年度～23年度（3年間）
- 3 平成21年度～24年度（4年間）

[担当課：林野庁木材産業課]

地域材の水平連携加工システム推進事業（継続）

【平成22年度概算決定額 41,606（70,606）千円】

事業のポイント

地域の中小製材工場が中核工場と連携して行う生産品目の転換や外材を巡る不透明な国際情勢に対応した国産材への原料転換により、木材産業構造の再構築と需要者ニーズに対応した製品の供給体制の整備を図ります。

このため、生産品目の転換を図る中小製材工場、国産材への原料転換を図る製材工場及び中小製材工場と連携する中核工場への技術指導、経営指導、川上から川下までの連携体制構築への支援を行います。

（最近の木材をめぐる状況）

- ・平成20年の木材の自給率は4年連続向上し24.0%（対前年比1.4ポイント増加）になりました。
- ・輸入材を含めた原木消費量の5割を中小製材工場が消費しています。
- ・ロシア政府は、丸太輸出税を6.5%（平成19年7月）から80%に段階的に引き上げる予定です。

政策目標

木材供給・利用量を平成27年までに35%拡大
1,700万 m^3 （16年）→ 2,300万 m^3 （27年）

<内容>

1. 生産品目の転換等に対する支援

中核工場と連携して生産品目を転換する中小製材工場及び外材を巡る状況から国産材に樹種転換を行う製材工場に対し、導入する施設の内容、品目転換の内容等について、技術指導、経営指導を実施します。

2. 品質管理に対する技術支援

中核工場に対する乾燥技術や品質管理技術の指導及び品質向上のための試験に係る経費の1/2以内を助成します。

3. 水平連携体制の確立支援

素材生産業者、中小製材工場、中核工場、プレカット工場等で構成される地域の協議会に対し、複数の中小製材工場と中核工場が連携して、品質・性能の確かな製品生産に取り組む体制づくりのための助言を行います。

<補助率>

1及び3については 定額
2については 1/2

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

平成21年度～25年度（5年間）

[担当課：林野庁木材産業課]

製紙用間伐材チップの安定供給支援事業（継続）

【平成22年度概算決定額 22,000（30,000）千円】

事業のポイント

間伐材の利用拡大に向け、製紙用チップの取引の効率化と安定供給体制の整備を図ります。

このため、適切かつ効率的な検量方法を確立し普及するとともに、地域が一体となって行う製紙用間伐材チップの安定供給体制づくりのための取組を支援します。

（最近の木材チップをめぐる状況）

- ・森林吸収源対策として、H19年度から6カ年間で330万haの間伐の実施が予定されており、間伐材の利用拡大が課題となっています。
- ・製紙用針葉樹チップについては、輸入チップ価格が下落傾向にあり、国産チップ（工場残材、建築廃材等）との価格競争が厳しくなる中で、平成20年の消費量では4割を輸入に頼っている状況です。
- ・製紙業界では、環境保全等社会貢献の観点から間伐材の利用量の増大に取り組むことを表明しています。（日本製紙連合会「環境に関する自主行動計画」平成20年5月20日改定）

政策目標

木材供給・利用量を平成27年までに35%拡大
1,700万m³（16年）→ 2,300万m³（27年）

<内容>

1. 製紙用チップ・チップ用原木の安定取引普及事業

木材チップ及びチップ用原木の取引にあたっての適切かつ効率的な検量方法等について指針を作成し、素材生産業者や木材チップ製造業者等に普及します。

2. 製紙用間伐材チップの安定供給体制整備事業

地域が一体となってモデル的に行う製紙用間伐材チップの安定供給体制づくりのための検討委員会の設置・運営、地域における供給体制整備のための実施計画書の作成等に必要な経費を助成します。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

平成21年度～23年度（3年間）

[担当課：林野庁木材産業課]

木材産業構造改革整備（拡充）
（木材利用及び木材産業体制の整備推進）
＜森林・林業・木材産業づくり交付金＞

【平成22年度概算決定額 7,084,642（13,222,122）千円の内数】

事業のポイント

木材の需要構造の変化に対応した林産物の供給・利用を推進するため、競争力のある木材産地の形成と地域材の安定的な供給を目的とした木材加工流通施設等を整備し、木材産業の構造改革を推進します。

（最近の木材をめぐる状況）

- ・ 平成20年の木材自給率は、24.0%（対前年比1.4ポイント増加）で4年連続向上しました。
- ・ 国産材のみを扱う製材工場は約4,700工場（平成20年）あり、一工場当たりの平均素材入荷量は約2,060 m^3 と小規模な工場（75kw未満）が約7割となっています。
- ・ 品質・性能の確かな木材製品の安定的な供給に対するニーズが高まっています。

政策目標

木材供給・利用量を平成27年までに35%拡大
1,700万 m^3 （16年）→ 2,300万 m^3 （27年）

＜内容＞

木材加工流通施設等の整備

外材に対抗できる木材の供給体制を推進し、合併・転業などの木材産業の構造改革や地域材を用いた2×4用部材など技術開発の成果を踏まえて行う木材加工流通施設等の整備を支援します。

また、品質・性能の明確な地域材を供給するための先進産地を緊急的に整備するために必要な、貸付方式の高次加工施設、乾燥施設等の整備を支援します。

＜交付率＞

定額（1／2、1／3等）

＜事業実施主体＞

都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体等

＜事業実施期間＞

平成20年度～24年度（5年間）

[担当課：林野庁木材産業課]

木のまち・木のいえ環境モデル整備（新規）
（木材利用及び木材産業体制の整備推進）
〈森林・林業・木材産業づくり交付金〉

【平成22年度概算決定額 7,084,642（13,222,122）千円の内数】

事業のポイント

国土交通省による木造建築物などの整備とも連携した、各地域段階における表示・ラベリング等がなされた品質・性能の確かな地域材製品等の安定供給体制整備を行います。

（森林・林業・木材産業をめぐる現状）

- ・ 平成20年の木材(用材)の自給率は4年連続向上し24.0%(対前年比1.4ポイント増加)。
- ・ 住宅の質の向上に関するニーズの高まりなどから、品質・性能の確かな木材製品の安定的な供給が求められているが、建築用製材品に占める乾燥材の割合は約2割どまり。

政策目標

- 木材供給・利用量を平成27年までに35%拡大
平成16年 1,700万m³ → 平成27年 2,300万m³
- 住宅（在来工法）における地域材使用割合の拡大
平成17年 約3割 → 平成27年 約6割

<内容>

品質の確保された木材の供給のために必要となるグレーディングマシンや、まちなみ整備等に必要となる不燃木材の製造施設等、新しい木材活用を行うための加工供給施設の整備にかかる経費を助成します。

<交付率>

定額（1/2、1/3）

<事業実施主体>

住宅関連業者、木材関連業者等

<事業実施期間>

平成22年度～24年度（3年間）

[担当課：林野庁木材産業課]

地域材の水平連携加工システム整備（継続）
木材利用及び木材産業体制の整備推進
＜森林・林業・木材産業づくり交付金＞

【平成22年度概算決定額 7,084,642（13,222,122）千円の内数】

事業のポイント

地域の中小製材工場等と中核工場とが連携した生産品目の転換や外材を巡る不透明な国際情勢に対応した国産材への原料転換に必要な施設整備を支援し、木材産業構造の再構築と需要者ニーズに対応した製品の供給体制の整備を図ります。

（最近の木材をめぐる状況）

- ・平成20年の木材（用材）の自給率は4年連続向上し24.0%（対前年比1.4ポイント増加）になりました。
- ・輸入材を含めた原木消費量の5割を中小製材工場が消費しています。
- ・ロシア政府は、丸太輸出税を6.5%（平成19年7月）から80%に段階的に引き上げる予定です。

政策目標

木材供給・利用量を平成27年までに35%拡大
1,700万m³（16年）→ 2,300万m³（27年）

＜内容＞

1. 生産品目の転換等に対する支援

中小工場が生産品目を転換し、中核工場と連携して品質・性能の確かな製品製造に取り組む際や外材主体の製材工場が外材から国産材への原料の転換に取り組む場合に必要となる木材処理加工施設等の導入を支援します。

2. 品質向上・物流効率化支援

品質の向上等に資する施設やCAD情報を共有することにより邸別に部材を配送するシステム及び効率的な物流拠点を整備します。

3. 原木の安定供給の確保に対する支援

中小工場が中核工場と連携して品質・性能の確かな製品製造に取り組む際等に、必要となる原木を安定的に確保するため、高性能林業機械等の導入、作業道の整備を支援します。

＜交付率＞

定額（1/2、4/10、1/3）

＜事業実施主体＞

地方公共団体、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人等

＜事業実施期間＞

平成21年度～23年度（3年間）

〔担当課：林野庁木材産業課〕

製紙用間伐材チップ安定供給システムモデル整備（継続）
木材利用及び木材産業体制の整備推進（ハード分）
＜森林・林業・木材産業づくり交付金＞

【平成22年度概算決定額 7,084,642（13,222,122）千円の内数】

事業のポイント

間伐材の利用拡大に向け、製紙用間伐材チップの安定供給体制の整備を図るため、木材チップ製造施設の整備を行うとともに、チップ原料となる間伐材等の生産を促進するための高性能林業機械等の整備を支援します。

（最近の木材チップをめぐる状況）

- ・森林吸収源対策として、H19年度から6カ年間で330万haの間伐の実施が予定されており、間伐材の利用拡大が課題となっています。
- ・製紙用針葉樹チップについては、輸入針葉樹チップ価格が下落傾向であるため、国産チップ（工場残材、建築廃材等）との価格競争が激しくなる中で、平成20年の消費量では4割を輸入に頼っている状況です。
- ・製紙業界では、環境保全等社会貢献の観点から間伐材の利用量の増大に取り組むことを表明しています。（日本製紙連合会「環境に関する自主行動計画」平成20年5月20日改定）

政策目標

木材供給・利用量を平成27年までに35%拡大
1,700万m³（16年）→ 2,300万m³（27年）

＜内容＞

1. 木材チップ製造施設の整備

間伐材等を原料とする製紙用チップを生産するための木材チップ製造施設、木材チップ集出荷施設の整備を支援します。

2. 収集・運搬機材等の整備

原木の効率的な収集・運搬に必要な高性能林業機械、作業道、山元ストックヤードの整備を支援します。

＜交付率＞

定額（1/2、4/10、1/3）

＜事業実施主体＞

地方公共団体、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人等

＜事業実施期間＞

平成21年度～23年度（3年間）

[担当課：林野庁木材産業課]

経営課関係予算

平成22年度予算概算決定の概要

林政部経営課

平成21年12月25日

林野庁

施業集約化・供給情報集積事業（拡充）

【平成22年度概算決定額 610,000（523,756）千円】

事業のポイント

施業の集約化に取り組む林業事業者の実践力の強化や利用間伐を促進する生産体制の整備を図るとともに、地域協働による不在村・小規模森林所有者に対する働きかけを強化します。

（取組状況と課題等）

- ・ 本事業を活用して、平成20年度には、約300の森林組合等が提案型集約化施業に取り組んでいます。（平成19年度は約200の森林組合等が取組）
- ・ 提案型集約化施業の推進による事業量の増大への対応、私有林の約1/4を占める不在村者の所有森林への森林施業の働きかけが喫緊の課題です。

政策目標

集約化施業に取り組む林業経営体・事業者が平成23年度末までに全ての私有林をカバーできる体制を構築

<内容>

1. 国産材安定供給協議会を通じた原木供給可能量情報の集積・提供等

原木供給可能量情報の集積・提供等を行う全国レベル及び地域レベルの協議会の活動を通じて、提案型集約化施業の普及・定着化、広域連携の促進など、国産材の生産・流通の構造改革による国産材の安定供給を推進します。

2. 施業の集約化の促進

集約化による原木供給可能量情報の集積・提供等を実施するとともに、市町村、林業事業者等からなる地域集約化促進協議会を設置し、提案型集約化施業の面的拡大を促進します。また、森林の取得による経営規模の拡大を促進します（集約化施業の面的拡大に係る森林現況調査等は森林整備地域活動支援交付金で措置）。

3. 提案型集約化施業の普及・定着化

森林所有者へ森林整備の内容、経費、木材の販売収入などを明示した上で森林施業を提案する「森林施業プランナー」の養成及び指導体制の強化等を実施します。なお、これまで実施していた集合研修に加え、個別研修として専門家チームの派遣及びOJT研修を実施します。併せて地域の実態に応じた実践指導を行える専門家の養成を行います。さらに、施業の集約化と利用間伐の実施を担う林業事業者間の連携を促進します。

4. 不在村森林所有者対策

主要都市における「ふるさと森林会議」の開催、司法書士団体と森林組合系統との連携及び不在村森林所有者への網羅的なダイレクトメールの送付に加え、地域集約化促進協議会における不在村森林所有者等への戸別訪問により森林施業の働きかけを実施します。

<補助率>

定額、1/2

<事業実施主体>

全国森林組合連合会

<事業実施期間>

平成19年度～23年度（5年間）

[担当課：林野庁経営課]

がんばれ！地域林業サポート事業（拡充）
～リースを活用した高性能林業機械の導入支援～

【平成22年度概算決定額 120,000（70,000）千円】

事業のポイント

高性能林業機械のリースによる導入を支援することにより、低コスト生産に取り組む林業事業者を育成します。

（林業事業者の状況）

- ・ 意欲ある事業者の事業量のシェアが上昇
素材生産量 40%（H12）→48%（H17）、造林・保育面積40%（H12）→58%（H17）
- ・ 我が国の素材生産の労働生産性は全国平均で4.7m³/人日であるが、作業路網の整備と高性能林業機械の導入により低コスト化に取り組み、8.0m³/人日の生産性をあげている事業者も存在

政策目標

意欲ある事業者のシェアを平成27年までに拡大
（素材生産5割→6割、造林6割→7割）

<内容>

低コスト作業システムの普及・定着の促進

導入手段の多様化と入手コストの軽減等（特に初期投資の軽減と経理の簡素化）を通じた林業事業者の育成とその生産性の向上を図るため、高性能林業機械等のリースによる導入等を支援します。

なお、導入支援対象機種にハーベスタ、プロセッサ、スイングヤーダ、フェラーバンチャのアタッチメントを追加します。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

全国木材協同組合連合会

<事業実施期間>

平成20年度～24年度（5年間）

[担当課：林野庁経営課]

平成 2 2 年度

木材利用課関係予算

概算決定の概要

平成 2 1 年 1 2 月 2 5 日

林野庁

目 次

頁

○ 平成22年度予算概算決定額一覧表

1. 木材利用促進のための市場情報集積・提供事業（新規）	1
2. 木質バイオマス利用加速化事業（新規）	2
3. 木材利用によるグリーン・コーポレート対策事業（新規）	3
4. 木材追跡システム実証事業（継続）	4
5. 違法伐採木材排除のための合法木材利用推進事業（新規）	5
6. 森林・林業・木材産業づくり交付金のうち	
木造公共施設整備（継続）	6
木質バイオマス施設整備（拡充）	7

木材利用促進のための市場情報集積・提供事業（新規）

【平成22年度概算決定額 50,354(0)千円】

事業のポイント

国内外の木材市場に関するきめ細かな情報収集等に対して支援をします。

- ・ 平成20年の木材（用材）自給率は24.0%であり、前年比1.4ポイント上昇
- ・ 用材の総需要量は7,797万㎡であり、前年比5.3%減少
- ・ 需要者のニーズに的確かつ迅速で安定的に対応できるように、地域ごとのきめ細かな情報が必要

政策目標

的確な木材市場情報に基づく国産材の安定供給による利用促進

<内容>

1. 国内外の木材市場情報の収集・分析

地域ごとの国産材の需給動向や価格動向及び北米・東南アジア・欧州、ロシア等海外における需給動向等の情報を収集・分析します。

2. 木材市場情報の提供と安定供給の取組に対する支援

林業・木材産業関係者等に対し、(1)で収集・分析した木材需給関連情報を迅速かつ的確に提供するとともに、地域における木材の安定供給の確保についての研修・指導を実施します。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

平成22年度～24年度（3年間）

[担当課：林野庁木材利用課、計画課]

木質バイオマス利用加速化事業（新規）

【平成22年度概算決定額 621,971(0)千円】

事業のポイント

- 電力事業等の大口需要者への供給体制の確立、及び公共施設や一般家庭など小口需要の拡大に一体的に取り組み、木質バイオマスの利用を総合的に推進します。
- 取引の大ロット化・安定化を促進するため、流通コーディネーターが行う木質バイオマス供給者と需要者ニーズの的確なマッチングに対し支援を行います。
- 間伐材等林地残材の搬出・運搬コスト低減のための先進的・実証的な取組や木質ペレットの流通体制の整備等に対し支援します。
- 木質バイオマスボイラー等の改良及び木質ペレットの安全性等の調査等に対して支援を行います。

（木質資源の利用可能性）

- ・ 間伐材等の林地残材が年間約2,000万 m^3 （推計）発生しているが、ほとんどが未利用。
- ・ 木質ペレットの生産量は約4,000トン（平成15年）から約38,000トン（平成20年）に増加。

政策目標

燃料または発電用の木質バイオマス利用量（間伐材等の林地残材由来）
31万 m^3 （平成20年）→300万 m^3 （平成24年）

<内容>

（1）素材・森林バイオマス資源流通コーディネート事業

流通コーディネートに必要な人材の育成強化のための研修会の開催や木質バイオマス供給者と需要者ニーズを的確に結びつけるマッチング活動に対する支援を行います。

（2）林地残材フル活用モデル事業

熱利用施設利用者等と森林組合等の林業事業者が原料（チップ用材）の安定供給に係る協定等を締結し、当該チップ用材を確保するための間伐を自力で行う場合に、原料確保に係る経費の一部を助成するとともに、原料調達コストの低減に向けた取組を推進するために必要な実証事業に対して支援を行います。

（3）木質ペレット等地域流通整備事業

交付金事業による木質ペレット製造施設等の整備とあわせ、地域における木質ペレット等の安定的な販路の開拓及び需要に見合った生産・集荷・流通体制の整備を図る取り組みへの支援を行います。

（4）木質資源利用ビジネス促進事業

① 木質資源利用拡大技術高度化支援事業

木質バイオマス利用機器の低コスト化や性能向上のための試作品の製作・改良、木質ペレットストーブの性能向上等に関する共同開発の実施に対し支援します。

② 木質ペレット供給安定化事業

規格化した木質ペレットの安全性や燃焼効率の調査等に対し支援します。

<補助率>

定額、1/2

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

平成22年度～24年度（3年間）

[担当課：林野庁木材利用課、木材産業課]

木材利用によるグリーン・コーポレート対策事業（新規）

【平成22年度概算決定額 148,000(0)千円】

事業のポイント

「木づかい運動」を推進し、幅広い層からの地域材の実需に結び付けていきます。

さらに、市民や児童の木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、多様な関係者が連携・協力しながら、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ、木材利用に関する教育活動（木育）を促進します。

・内閣府世論調査（平成19年度）によれば、「木造住宅を選ぶ時に、価格以外であなたが重視すること」の設問において、「国産材が用いられていること」と回答した者が35%と低位。

政策目標

【「木づかい運動」の推進】

平成25年度までに、「木づかい運動」を象徴するロゴマークである「サンキューグリーンスタイルマーク」を、300の企業・団体が取得

<内容>

地域材に対する関心のある層の消費行動を地域材の実需に直結させるため、企業の実需を地域材に結びつけていく活動を、木づかい運動に参加している企業等と連携しつつ全国的に実施する。また、企業等のニーズに応じた情報提供や木材利用による環境貢献度の定量的評価（「見える化」）に関するアドバイスの実施等、企業等の実需につながるキャンペーン活動を下支えする体制整備を実施する。

また、地域材製品等を企業活動や企業のサービスの中に取り込むことにより、地域全体に訴求するような新たな商品を製造・供給するための体制整備等について支援を行う。

さらに、木育について、企業、とりわけパブリックスペースとも位置づけられるスーパー、外食店等で開催される木育の取組に関する講師の派遣、資材の貸付や、木育に取り組もうとするNP0等団体を支援することにより、効率的かつ効果的な木育の推進を加速化する。

<補助率> 定額

<事業実施主体> 民間団体

<事業実施期間> 平成22年度～24年度（3年間）

[担当課：林野庁木材利用課]

木材追跡システム実証事業（継続）

【平成22年度概算決定額 27,200（30,400）千円】

事業のポイント

平成17年度から3年間の事業で開発したトレーサビリティ技術を天然林の伐採現場において現地実証します。

（違法伐採に関する国際的動向）

- ・インドネシアで生産される木材の50%以上が違法伐採であるとの報告（英・インドネシア政府の共同調査1999年）。
- ・世界の森林は、2000年から2005年にかけて、日本の国土の2割に相当する年平均730万haの純減（FAO「世界森林資源評価2005」）。
- ・2003年6月、日本とインドネシアの間で、違法伐採対策のための協力に関する「共同発表」、「アクションプラン」に関係関係が署名。
- ・2008年のG8北海道洞爺湖サミット（我が国主催）において、G8森林専門家違法伐採報告書が歓迎され、今後、報告書における取組内容をフォローアップ。

政策目標

木材トレーサビリティ技術を活用した違法伐採対策を木材生産国において実現（平成22年度）

<内容>

天然林から産出された木材について、2次元バーコードによる木材トレーサビリティ技術等の現地実証を行うとともに、これらに関わる政府職員、環境NGO等を対象とした研修会を開催します。

① 実証事業の実施

天然林から産出された木材について実証試験を実施します。木材生産国の実態に合わせた木材トレーサビリティの稼働システムを完成させ、木材生産国への木材トレーサビリティ技術の導入を図ります。

② 研修会の開催

政府職員や環境NGO等を対象とした研修会を開催します。違法伐採対策に関わる政府職員や環境NGO、伐採事業者等を対象とした研修会を開催し、2次元バーコードによる木材トレーサビリティ技術を普及します。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

平成20年度～22年度（3年間）

[担当課：林野庁木材利用課]

違法伐採木材排除のための合法木材利用推進事業（新規）

【平成22年度概算決定額 139,000(0)千円】

事業のポイント

市場を合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品で満たし、違法に伐採された木材・木材製品を市場から排除するため、以下の事業を実施します。

- ・合法木材の信頼性向上のために、合法性証明の取り組み状況を検証します。
- ・合法木材を一般消費者に普及するための供給体制を整備し、一般消費者に対して違法伐採対策に関する普及啓発を行います。

（違法伐採対策の取組状況）

- ・森林における違法伐採は、地球規模での環境保全や持続可能な森林経営の推進にとって重要な課題です。
- ・G8英国サミット(2005年)の結果を踏まえ、「日本政府の気候変動イニシアティブ」として我が国の具体的な対策を内外に表明しました。
- ・2006年4月、グリーン購入法により、政府調達の対象を合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入しました。
- ・地方公共団体や民間企業等にも違法伐採対策の重要性を普及し、違法に伐採された木材・木材製品を市場から排除します。

政策目標

市場で取引される木材・木材製品の全てが合法性等の証明された木材・木材製品
(平成24年度)

<内容>

1. 合法木材信頼性向上支援事業

合法木材の証明に取り組んでいる業界団体・事業者を登録し、業界団体による事業者認定や各事業者による合法性証明の取り組みを検証します。また、輸入木材の合法性証明について生産国まで遡った調査を行います。

2. 合法木材の普及体制整備事業

木材を供給する事業者を対象とし、合法木材の証明に取り組む業界、事業者数の拡大を図るとともに、証明方法の一層の周知徹底を図ります。

また、木材供給者、木材需要者双方に情報を提供する窓口を整備し、合法木材流通・利用拡大に向けたワンストップサービスを提供します。また、民間企業、一般消費者等に対する違法伐採対策に関する普及啓発を行います。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

平成22年度～24年度（3年間）

[担当課：林野庁木材利用課]

木造公共施設整備（継続）
（木材利用及び木材産業体制の整備推進）
＜森林・林業・木材産業づくり交付金＞

【平成22年度概算決定額 7,084,642（13,222,122）千円の内数】

事業のポイント

地域材の利用を促進する上で特に高い展示効果を有する公共施設について、モデル的に木造での施設整備を行います。

（木造公共施設の現状）

- ・学校施設の木造施設面積は増加
木造施設整備面積（年度実績値）平成8年度54,000㎡→平成19年度146,000㎡

政策目標

モデル的・先駆的な木造公共施設を平成24年度までに100箇所整備

＜内容＞

多数の利用者が訪れ、展示効果やシンボル性が高く、木材利用の拡大に向けた地域への波及効果が期待できる公共施設を地域材を用いてモデル的に整備します。

具体的には、以下のような整備について支援を行います。

- ① 耐火性能の向上、環境負荷の低減、施設の長寿命化など先駆性のある木造施設、木質内装、木製外構施設の整備
- ② 学校に複合して整備する地域伝統文化活動施設や交流施設等の木造施設、部室や外構施設等木造の学校周辺施設、地域間交流のための木造研修施設、余裕教室の木質内装、環境を考慮した学校施設（エコスクール）のパイロット・モデル事業として行う木質内装の整備
- ③ 医療施設、社会福祉施設における木質内装、木製外構施設等の整備

＜交付率＞

定額（1／2）

＜事業実施主体＞

地方公共団体、PFI事業者、
社会福祉法人（③の事業のみ）、医療法人（③の事業のみ）

＜事業実施期間＞

平成20年度～24年度（5年間）

[担当課：林野庁木材利用課]

木質バイオマス利用促進整備（拡充）
（木材利用及び木材産業体制の整備推進）
＜森林・林業・木材産業づくり交付金＞

【平成22年度概算決定額 7,084,642（13,222,122）千円の内数】

事業のポイント

- 未利用木質資源の利用を促進するための木質バイオマス利活用施設の整備を行います。
- 石炭火力発電所における混焼など、間伐材由来の燃料用木質バイオマスの生産・利用施設の整備に対して支援します。

（木質バイオマスの現状）

- ・ 間伐材等の林地残材が年間約2,000万 m^3 （推計）発生。
- ・ 近年、電力事業において間伐材の大量・安定的な利用を志向する動きが活発化。

政策目標

燃料または発電用の木質バイオマス利用量（間伐材等の林地残材由来）
31万 m^3 （平成20年）→300万 m^3 （平成24年）

＜内容＞

民間事業者の工夫とアイデアを活かしつつ、地域内の木質バイオマス供給者、利用者等の連携の下、賦存する木質バイオマスをエネルギー及び製品の原料として利活用する施設の整備を実施します。

- ① 林地残材等の収集・運搬の効率化に資する機材等の整備
- ② 未利用木質資源をバイオマスエネルギーとして利活用するチップ製造施設、バイオマス発電施設、熱供給施設、ペレット製造施設等の木質バイオマスエネルギー供給施設、製品の原料として利活用する木材成分抽出利用施設、木質系粗飼料製造施設等の木質バイオマス製品供給施設の整備
- ③ 公共施設等において木質バイオマスを燃料として利活用するために必要な施設の整備及び貸付用ペレットストーブの導入

＜交付率＞

定額（1/2、1/3）

＜事業実施主体＞

地方公共団体、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、PFI事業者、民間事業者（地域に賦存する木質バイオマスの総合的な利活用に取り組む地域において事業を行う場合又は、B材・C材等の安定取引協定を森林所有者等と締結するなどにより地域材を利用する民間事業者が事業を行う場合、「木質バイオマス利用加速化事業のうち木質ペレット等地域流通整備事業」に取り組む場合に限る）

＜事業実施期間＞

平成20年度～24年度（5年間）

〔担当課：林野庁木材利用課〕

平成 2 2 年度

概算決定額の概要

企画課

平成 2 1 年 1 2 月 2 5 日

林野庁

林業信用保証事業交付金のうち
国産材需要・供給拡大林業信用保証事業（新規）

【平成22年度概算決定額 410,000(0)千円】

対策のポイント

林業者・木材産業事業者が融資機関から事業資金を借り入れる際に、
（独）農林漁業信用基金がその債務を保証することにより円滑かつ有利な
借入を可能とするための支援を行います。

<背景／課題>

- ・平成20年度保証実績 件数：1,647件 保証引受額：363億円
- ・保証料率は年0.20%～1.80%と低率です。制度資金に対する保証料率は年0.10%～1.35%と一層低率です。
- ・戦後造成した人工林が資源として成熟し、多くの国産材を利用することが可能な時期を迎えています。（人工林で50年生以上の割合 H18年度35%→H28年度67%）
- ・昨今の金融危機等により信用基金の代位弁済が急増しています。信用基金の収支の不均衡は、保証料率の引上げにつながり、林業者・木材産業者の負担が増加する恐れがあります。

政策目標

（独）農林漁業信用基金の中期計画期間の決算を通じての林業信用保証
勘定の損益の均衡を図ることにより、林業者・木材産業者の円滑な資金調
達を支援

<内容>

国産材の生産や利用拡大等に取り組む林業者・木材産業者が、事業を行うにあたり
必要な資金を円滑に調達できるよう、信用基金の経営の安定化のため急増する代位
弁済に対応し保証事業費の一部について支援します。

<交付率>

定額

<事業実施主体>

独立行政法人農林漁業信用基金

<事業実施期間>

平成22年度～24年度（3年間）

[担当課：林野庁企画課]

林業信用保証事業交付金のうち
新規保証者支援・求償権対策林業信用保証事業（拡充）

【平成22年度概算決定額 18,156(22,574)千円】

対策のポイント

林業者・木材産業事業者が融資機関から事業資金を借り入れる際に、
（独）農林漁業信用基金がその債務を保証することにより円滑かつ有利な
借入を可能とするための支援を行います。

<背景・課題>

- ・平成20年度保証実績 件数：1,647件 保証引受額：363億円
- ・保証料率は年0.20%～1.80%と低率です。制度資金に対する保証料率は年0.10%～1.35%と一層低率です。
- ・国産材の供給体制の整備が進んでいることに伴い、製材工場についても、大型工場への集約が進んでいます。
(大型工場(300kw)の素材消費量割合 H14年 45%→H19年 56%)

政策目標

（独）農林漁業信用基金の中期計画期間の決算を通じての林業信用保証
勘定の損益の均衡を図ることにより、林業者・木材産業者の円滑な資金調
達を支援

<内容>

1. 優良な新規保証者を確保するための支援

製材工場等の集約化・大型化が進む中で、今後大口の保証案件が見込まれる保証
利用者に対して、コンサルタント・中小企業診断士等専門家を交えた経営診断・ア
ドバイスを行うのに必要とする費用について支援します。

【新規保証者支援対策 7,978(5,188)千円】

2. 求償権の発生を防止するための支援

債務保証先の経営改善を促し、求償権の発生を防止していくため、コンサルタン
ト・中小企業診断士等専門家を交えた経営診断・アドバイスに要する費用について
支援します。

【求償権発生防止対策 10,178(10,178)千円】

<交付率>

定額

<事業実施主体>

独立行政法人農林漁業信用基金

<事業実施期間>

- ① 新規保証者支援対策 平成21年度～24年度（4年間）
- ② 求償権発生防止対策 平成20年度～24年度（5年間）

[担当課：林野庁企画課]

林業・木材産業改善資金造成費補助金（継続）

【平成22年度概算決定額 40,000（71,000）千円】

事業のポイント

林業・木材産業経営の改善等を目的として、新たな事業の開始や新たな生産・販売方式の導入等に必要な無利子資金の貸付けを行います。

- ・林業・木材産業改善資金は、事業者の自主的な努力に対して無利子貸付けを行う制度資金です。
- ・新しく事業を始める、機材や設備を充実させる、働く環境を整えるなど、様々な事業計画をサポートします。
- ・事業者の創意工夫を活かして様々な事業に活用可能です。

政策目標

京都議定書の温室効果ガス削減約束を達成するための、毎年55万 ha、計330万 ha の森林整備の推進及び、森林・林業基本計画に基づく平成27年の国産材の供給目標2,300万^mの達成に寄与

<内容>

森林施業の集約化と低コスト生産に向けた条件整備の推進

高性能林業機械の導入をはじめ、先進的な生産・販売方式の導入等に必要な無利子資金の貸付けに充てるための資金の造成に必要な経費を、都道府県に対して補助します。

【貸付枠100（100）億円】

<補助率>

2/3

<事業実施主体>

都道府県

<事業実施期間>

平成15年度～

[担当課：林野庁企画課]

